

**令和5年4月9日執行予定 京都市議会議員一般選挙及び京都府議会議員一般選挙に係る
啓発事業の企画・運營業務受託事業者募集要項**

京都市選挙管理委員会事務局

1 事業趣旨

京都市議会議員一般選挙及び京都府議会議員一般選挙の執行に当たり、広く有権者に選挙名・投票日等を周知するとともに投票参加を呼び掛けるため、独自性、話題性のある効果的な啓発事業を実施する必要があることから、プロポーザルを実施して受託事業者を選定するものである。

2 参加資格要件について

以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿の「0023 広告」に登録されていること
- (2) 公募開始から応募期限の日までの期間に、競争入札参加停止の期間が含まれていないこと
- (3) 自らが提案した企画内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦，支持，反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 法人又はその代表者が次に掲げる税等を滞納している者でないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税
 - エ 本市の水道料金及び下水道料金
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

3 業務内容

別添仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和5年4月30日まで

※3月31日までに事業実施が完了するものは令和4年度分、4月30日までに事業実施が完了するものは令和5年度分として契約する。

5 委託金額の上限

8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 企画提案書等の提出

- (1) 参加意思確認書の提出

ア 提出資料

別記様式「プロポーザル参加意思確認書」に必要な事項を記入のうえ、メール、持参又は郵送により提出すること ※押印不要

イ 提出締切
令和4年11月18日(金) 午後5時必着(厳守)

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出資料(サイズを指定しているものを除き、できる限りA版サイズで作成すること)

- ・企画提案書 10部
- ・見積書 1部
- ・会社概要

イ 提出締切

令和4年12月9日(金) 午後5時必着(厳守)

ウ 提出方法

事前連絡のうえ持参すること(提出時に10分程度で内容説明を行うこと)

(3) 提出先

京都市選挙管理委員会事務局(担当:後藤・浅井)

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 YJKビル6階

電話:075-241-9250

メール:senkyo@city.kyoto.lg.jp

(4) 受付時間

午前9時~午後5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

7 受託事業者の選定等

(1) 選定方法

提出された企画提案書等に基づき、京都市選挙管理委員会事務局に設置する審査会において受託候補者を選定する。審査会は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

なお、必要に応じて、企画提案書提出事業者には審査会においてプレゼンテーションを依頼することがある。その場合には別途通知するので、提案内容についての説明ができる者を審査会に出席させること。

(2) 審査基準

審査項目	評価のポイント	配点
目的適合性	・選挙啓発の目的を果たし、多くの有権者に投票参加の意欲を促すものであるか。 ・選挙離れが著しい若年層に対して有効に投票参加を促すものであるか。	15
技術力	・話題性(唯一性)、斬新さがあるか。 ・高度な技術を駆使し、洗練されたものであるか。	10
完成度	・実現性があるか。(細部に至るまで完成度の高い事業の遂行ができるか。) ・実施・運営体制が確保されているか。 ・企画全体の充実度、完成度は高いか。	15
経費	・事業内容に対する経費として妥当か。	5
市内の中小企業	・京都市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か	5
合計点数		50

- (3) 選定結果の通知
選定結果について、全ての提案者に対して文書で通知する。
- (4) 審査後の手続き
審査会において受託候補者に選定されたものと契約協議を行い、詳細な業務内容の確認及び契約価格その他の受託条件について合意に達した後に受託事象者として委託契約を締結する。
なお、契約が不調に終わった場合は、次点のものと交渉することとする。

8 受託業務実施に係る注意事項

- (1) 業務実施に当たり必要となる各種資料、申請書等の作成、官公署への申請手続、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、運営に必要な備品等の調達、管理等については、受託者の責任において行うものとする。
- (2) 本事業の広報に努め、新聞（特に京都新聞）・テレビ・ラジオに取り上げられるよう、積極的にプロモーションを行うこと。
- (3) 業務の遂行に当たっては、責任者を明確にし、常に京都市及び各区選挙管理委員会と密接に連絡を取りその指示に従うとともに、業務の執行状況等に係る照会に対して、いつでも速やかに回答できる体制で臨むこと。

9 その他

- (1) 企画書等の作成に要する経費はプロポーザル参加者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 企画書等の提出時間は厳守のこと。指定の時間以外はいかなる理由があろうと一切受付けない。
- (3) 採用された企画、デザイン等に対する著作権等日本国の法令に基づき保護される権利は、京都市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）に帰属するものとする。
- (4) 当委員会では、次の方法による啓発事業を直接実施する予定であるので、企画提案に当たっては重複しないように注意すること。
 - ・市営地下鉄内における啓発放送
 - ・市営地下鉄、市営バス車内及び市営地下鉄駅構内（各駅B3サイズ1枚）におけるポスター掲示
 - ・JR西日本の車内映像広告及びデジタルサイネージ「デジタルWESTビジョン」での映像放映及び「J・ADビジョンWEST単駅セット」のうち「京都駅地下東口セット」
 - ・デジタルサイネージ（京都駅（地下鉄連絡口・コトチカ広場）、地下鉄四条駅（阪急連絡通路）、地下鉄北大路駅（南改札）、地下鉄山科駅（改札前））
 - ・シテイスケープ®（交通広告）
- (5) 令和5年度分の受託業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わず、契約を締結しない。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、これらの場合に、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっては、当委員会はその損害について一切負担しない。

10 問合せ

本件募集内容について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

(1) 提出方法

電子メールで次のアドレスに送付すること。その際、電子メールの件名を「啓発事業の企画・運營業務受託事業者募集要項にかかる問合せ」とすること。

<メールアドレス>senkyo@city.kyoto.lg.jp

(2) 提出期限

令和4年11月18日（金） 午後5時（厳守）

(3) 回答方法

京都市情報館に、11月25日（金）に、質問者の情報は伏せた状態で回答を掲載する。